

草津市都市計画審議会の結果について

1. 開催日時 平成28年 3月29日(火)
午後2時30分～午後4時10分
2. 開催場所 草津市役所4階 行政委員会室
3. 付議案件 草津市立地適正化計画策定にかかる基礎調査業務について
4. 出席委員数 13名中12名

5. 開会の挨拶 [澤田都市計画部長]

日頃は都市計画行政にご協力いただきまして、ありがとうございます。

本日は立地適正化計画の基礎調査の現状につきまして御説明させていただき、課題分析等について御報告させていただきたいと思っております。本日の会議が有意義なものになりますよう祈念いたしまして、簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

6. 審議経過のうち主な発言の内容

(1) 報告案件

- 誘導区域を設定し、コンパクトにしたところには集中的に支援していくと思っておりますが、誘導区域から外れたところに住んでいる人はどうなりますか。
→ 草津市は市街化区域から、工業地域、工業専用地域、立命館大学の辺りを省いた地域などを居住誘導区域として設定することを考えております。市街化調整区域については、地域再生計画ということで、生活水準、にぎわい、生業や農業などを生かし一定の生活水準を保っていく工夫を行い、これ以上の衰退が起こらないように活性化を図る計画づくりを来年度行う予定になっております。
- 居住誘導区域から外れたところに住んでいる方はしばらく居続けると思いますが、その所有している土地や家屋で次世代の方は住むことができなくなりますか。
→ 次世代の方が住むことができなくなるというものではありません。居住誘導区域外に、一定規模のものや開発の団地が立地する場合等に、居住誘導区域に立地してくださいといった届出を通じた指導をします。目標年次である2040年に向けて、届出制度による緩やかな誘導をしていきます。

○ 市街化調整区域は、公共の交通機関も少ない状況であり、20年後住みやすい地域であるのかと思うと、2040年までの計画であっても不安に感じます。居住誘導区域への緩やかな誘導をされるということですが、実際にそれが叶うのか、住んでいる方も納得できるのか、何か考えがあれば教えてください。

→ 公共交通リノベーション計画ということで公共交通網形成計画を作っており、市街化区域だけではなく、市街化調整区域についても公共交通をどうしていくのかということ来年度1年かけて検討します。また、立地適正化計画を2カ年でさせていただくのは、公共交通網形成計画の検討や、空き家対策があるためです。空き家対策と公共交通網形成計画を、立地適正化計画または地域再生計画の中に位置付けて活性化を図り、長期的展望に立ったまちづくりを2カ年で定めていきます。

○ 歩いて暮らせるまちづくりという話がありましたが、公共交通を整備するというところで、自転車を使ったまちづくりは考えていらっしゃるのでしょうか。

→ 自転車も大いに使っていただければいいと考えております。自転車については条例で利用の促進というところに位置づけています。公共交通リノベーション計画の中では公共交通の中に自転車という概念も入れようと思っておりますので、例えば、自転車で基幹バスのバス停まで行き、そこで自転車をとめてバスに乗り換えるということを考えています。

○ ある一定のエリアには集中的に資本投下してそれ以外のところはしないということになると、街の中で格差ができてしまいます。将来、市街化区域・市街化調整区域の線引きの見直しや用途変更をすることはありますか。

→ 区域区分等の見直しについては、滋賀県が来年度と再来年度に基礎調査、その後、解析調査を行い、平成32年度に区域区分の見直しを行う予定です。

草津駅前に関しては、民間の都市機能立地支援事業や、市の都市再構築戦略事業等を使いながら都市機能を誘導できる可能性がありますので、必要に応じて用途も見直していかなければならないと考えております。南草津駅については、例えばプリムタウンのところはこれから区画整理事業をしていきますので、用途について検討をしていくべきであると考えています。

○ 南草津地区の都市機能誘導区域ですが、駅より半径500メートルの範囲内であれば市街化区域ですが、半径800メートルになると市街化調整区域まで入ります。居住誘導区域として検討されている部分が拡大すると思われませんが、どのように考えておられますか。

→ 御指摘いただいた部分や土地利用の状況を見て、区域区分の見直しの中で市街化区域を拡大していただけることも検討をし、できるだけ駅前に都市機能を誘導できるよ

う、用途含め整理をしていきたいと思います。

(2) その他

- 山田、木川などの市街化調整区域には農業用の水路を兼ねた雨水の排水路が多くあります。道路においては、認定されていない道路に水道が入っています。農業している人も住んでいる人も困っていますので、その辺りをもっと調査していただきたいです。
- 特に市街化調整区域における開発の中には、生活インフラと農業関係のインフラと一緒になっている部分はあると思います。開発におきまして、農業用水路かということは農業委員会や農林水産課と調整をしながら進めておりますが、今後さらに開発許可という部分で調整をさせていただきたいと思います。

- 排水路が整備できていないにも関わらず、開発が許されている市街化調整区域がありますので、整備されているところに開発許可を出していただきたいと思います。
- 雨水の排水路につきましては、県が管理しているものですが、整備が全部できていませんので、調整池を設けるように指導をしております。御心配の部分につきましては、伺った御意見を参考に指導をしていきたいと思います。